



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

日本弁理士クラブ幹事長 本 多 敬 子

1. はじめに

本年度、日本弁理士クラブ幹事長を拝命いたしましてから任期も残り3カ月ほどとなりました。

本年5月8日には、新型コロナが2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行されたことを受け、日本の各地各所でお祭りや花火大会などコロナ禍では執り行われていなかった行事が3年ぶりに再開されるようになりました。日本弁理士クラブの幹事会も、今年度は、利用規制が解除された日本弁理士会の会議室を利用しての原則リアル開催とすることができるようになりました。旅行会などの各種行事は、昨年からのコロナ対策を取りながら行われるようになっておりましたが、今年度は、感染に留意しながらもより規制の少ない中で実施することができました。

日本弁理士会の体制と致しましては、令和5年4月1日から、杉村純子前会長に続き、同じく日本弁理士クラブに所属する鈴木一永会員が令和5年度及び令和6年度の日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引しております。

2. 本年度の活動

日本弁理士クラブは、本年度も、会則2条に定める「所属各会派の協調のもとに日本弁理士会の円滑なる活動に寄与し、所属各会派並びにその会員相互の親睦及び福利の増進を図る」目的に沿った活動を中心とする活動を行って参りました。

(1) まず、鈴木一永会長の推薦母体として日本弁理士会の執行部をしっかり支え、日本弁理士会の円滑なる活動に寄与するべく、人事面・政策面より積極的にサポートすることを重要な活動の一つとし

て参りました。

人事面におきましては、1月から開催されました次年度人事検討委員会において、4月1日より始動する鈴木執行部の方針に基づいた人事推薦となるよう力を尽くしました。委員の皆様のご多大なるご協力のもと、多くの会員を日本弁理士会の附属機関・委員会・地域会（主に関東会）に推薦させていただくことができました。

政策面におきましては、昨年度、政策委員長として鈴木一永会長の政策策定に関わらせていただきました経験を踏まえて、定期的に役員会と情報交換をさせていただき、必要に応じて政策その他のバックアップができるような体制作りを心掛けてまいりました。

さらに、将来に向けた「礎を築く」ことを目指すとする鈴木会長の政策に鑑み、日本弁理士会の今後を見据えながらの政策を政策委員会で検討していただいております。限られた時間の中ではありますが、経験豊富な委員の方々から何う意見はどれも大変興味深く様々な問題点を政策委員の皆様と共通認識とすることができたのではないかと感じております。将来の政策検討の一助となることを期待しております。

また、今年度は、西日本弁理士クラブの藤田幹事長、弁理士連合クラブの梶幹事長のご理解・ご協力の下、日本弁理士会の役員と三派との意見交換会を3月、8月に開催させていただき、11月に第3回を予定しております。このような機会も弁理士会執行部が弁理士会を牽引するにあたってのサポートとなることを祈念しております。

(2) また、今年度も昨年に引き続き、「会員相互の親

睦及び福利の増進を図る」目的のため、旅行会や、ゴルフ・テニス・マラソン・ボウリングなどのスポーツの大会を企画・実施しております。

旅行会は、宿泊するかどうか自由、宿泊する場合もシングルユースのホテルに宿泊する、という昨年のスタイルを踏襲し、紫陽花の季節の鎌倉～海に面した逗子マリーナに行ってみりました。紫陽花がそこそこに咲く鎌倉を通り、海越しに三浦半島を見ることができ大変美しい立地の逗子マリーナでの宴会には昨年と同様、100名を超える会員にご参加いただきました。幸いお天気にも恵まれ、宴席中に、海に夕日が沈む光景を堪能することもできました。翌日のゴルフ大会も多くの会員にご参加いただきました。

テニス大会も無事に終わり、マラソン大会、ボウリング大会を残すのみとなっております。

(3) 選挙準備と選挙結果

今年も、3月には弁理士会の次期執行部の紹介イベントを、9月の選挙前には次年度副会長候補予定者の紹介イベントをオンラインで配信いたしました。候補者紹介イベントは、候補者が、ワイン、唐揚げ、チョコレートをそれぞれ口にして値段の高いものを当てる、といういわゆる「格付け」のゲーム通して、司会者による軽妙なトークで候補者紹介を行うというもので、候補者それぞれの一面を垣間見ることができる大変楽しい企画となりました。

選挙戦は、当初、副会長候補、関東の常議員候補、関西の常議員候補がそれぞれ1名ずつ定員オーバーでスタートを切りました。が、結果的に副会長及び関東地区の常議員につきましては、選挙を回避して当選することができました。真摯なご意見もいただきながら所属会派の皆様のご協力によりこの結果を得られましたことに心より感謝申し上げます。選挙活動を通じて委員の皆様よりいただきました真摯なご意見は次年度にも引き継いでいただきたいと存じます。当選され次年度役員となる会員の皆様は、鈴木会長を支え会務を益々盛り上げてくださることと大いに期待しております。

3. おわりに

日本弁理士クラブの活動も、スポーツイベントの他、総会と役員選挙当選祝賀会を残すのみとなりました。微力ではありますが、残りの任期も精一杯務めさせていただきたいと思います。そして、時に優しく、時に厳しく、多くの面で日本弁理士クラブの活動を支えてくださっている幹事会及び委員会の皆様にこの場をお借りして心より感謝申し上げます。また、会員の皆様におかれましても、日本弁理士クラブに対するより一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

ご挨拶

令和5年度日本弁理士会会長 鈴木 一 永

1. はじめに

令和5年度日本弁理士会の会長に就任してすでに6カ月がたちました。就任時、過去3年間以上続いていたコロナ禍の生活に変化がでてきており、特に、本年5月の連休明けからコロナ感染症の取り扱いが第2類から第5類へと変更されたことにより、検温、マスク着用有無などが各個人の判断にゆだねられ、建物の入り口の消毒液が撤去され、職場や飲食店のテーブルの仕切りが取り除かれるなど、コロナ以前の生活に戻りつつあるように感じるようになってきました。

一方で、働き方は確実に変化してきており、業種による違いはあるものの、在宅ワークの恒常化が進んでおり、日本弁理士会においても日々の会務活動におけるハイブリッド化は定着してきているといえます。

経済的な環境は、輸入依存度の高い資源、資材等の値上げ、生活関連商品の値上げを誘発し、多くの物品の物価を押し上げ、円安の進行がさらなる値上げラッシュを招くに至っており、価格転嫁が困難な中小零細企業の経営をますます圧迫しています。

かかる中、我々弁理士に直接的に関連のある産業財産権の出願状況は、皆様もご存じのように、依然として停滞傾向が続いており、大幅な増加は望めない状況と言わざるを得ません。

このような状況下、現執行役員会は、「将来の安定性を確保するための礎を築きます！」とのスローガンを掲げ、以下の令和5年度の事業計画を提示し定期総会の議決を経て現在実行に移しております。ここでは特に重点施策として挙げた10項目につきまして、簡単に説明させていただきます。

2. 既存の施策

令和5年度以前から取り組まれてきた施策のうち、特に本年度も続けていきたいと考えている施策です。

(1) 特許庁等の関連団体との連携の再開又は強化

コロナ禍等の諸事情により休止を余儀なくされていた、経済産業省（各地域の経産局特許室などを含む）・特許庁、INPIT、発明協会、発明推進協会、WIPO、知的財産協会、各地の商工会議所等、知的財産に関係する多くの団体と再度関係を構築しつつ連携して、日本全国でそれぞれの地域の実情に合わせた知的財産の高揚普及活動を行っています。

特に昨年度末に、特許庁、INPIT、日本商工会議所、日本弁理士会の四者で締結したいわゆる中小企業に対する知財経営支援協定について、実際の支援活動の中身を具体化し、その活動内容を充実させる活動に力を入れています。

(2) 知財創造教育の強化

知財創造教育は、現在の学習指導要領にも盛り込まれていますので、学校教育で日々普通に行われるものと考えられますが、実際には現場の教員に浸透しているとはいいがたい現実があります。そこで日本弁理士会として知財創造教育用のツールを開発して紹介していく試みを行っています。

また、小・中・高・高専・大学それぞれの実情に合った知財創造教育を、知的財産支援センターの活動、各地域会の日々の活動を通じて進めていきます。更に、キッズニアへの再度の出店準備を進めており、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化等を図っていきたくと思います。

(3) 地域会事業の効果的推進

本会と各地域会との意見交換の機会を拡充するとともに、各地域会における会務活動を地域の実情に合わせてより柔軟に行うことができるようにするため、本会の支援体制を構築します。

本会と地域会との意見交換及び地域会同士の意見交換を行う場として、平成22年度から毎年地域会サミットが開催されてきました。しかし、コロナの影響もあり、Web. を利用した地域会間の意見交換・情報交換会が多く開かれるようになってきました。例えば、地域会会長会議、西日本地域会連携会議、6地域会連携会議、東北・北海道地域会会議等々です。各地域会の実情に応じた連携会議が行われるようになってきたため、今年度以降、地域会サミットは発展的に解消し、各地域会の実情に合わせて、地方自治体等との知財支援協定の締結の検討、いわゆる四者の知財支援協定に基づく、各地方経産局・INPIT・商工会議所との連携の強化を図りつつ、各課題を検討し実行するように進めています。

(4) 弁理士の認知度向上につながる広報戦略

弁理士の認知度向上を行うため、過去行ってきた5ヶ年計画の結果を真摯に総括し、新たな広報戦略の策定を進めることにしていました。そこで、先の広報5ヶ年計画の総括を行ったところ、「弁理士の名称認知率の向上を目的として行ってきた過去5年間の中長期的な広報戦略の実施は一定の効果認められたが、このような広報活動は今後も継続的に実施すべきである。」更に「中長期的な広報戦略の実施に当たっては、弁理士の名称の認知だけでなく、職務内容の理解度向上につながる施策を行うことが、弁理士の名称・職業認知率の向上に繋がる。また、さらなる弁理士の名称・職業認知率の向上に当たっては、認知率が低い20～30代に加え、企業の規模が比較的小さい従業員50～500人の企業をターゲットに行うべきである。」との意見が出されたため、その指摘に沿った、中長期の広報戦略の立案に入ったところです。

(5) 組織内弁理士（企業内弁理士を含む。）の活躍する場の検討

日本弁理士会、各地域会のホームページを通じて組織内弁理士の役割をアピールする等、組織内弁理士が所属する各組織内における弁理士の認知度を向上させることを通じて、組織内弁理士の存在意義をアピールしていきたいと考えています。

3. 新規の施策

令和5年度から新たに取り組んでいきたいと考えている施策です。

(1) 情報収集・分析を開始し、有用情報の効率的な蓄積と利用

当面は、会長室を中心に各種知的財産に関連する情報を収集し、分析・蓄積等を行っていききたいと思います。新年度開始当初からは、弁理士の職業と生成AI（特に「chatGPT」他）との関係を中心に国内外の利用状況の調査を進めており、各委員会からの利用上の注意点等分析情報を整理して、日本弁理士会としての利用条件、いわゆる「付き合い方」の方向性の指針を作成し、会員が生成AIを利用する場合の情報として役立てたいと考えております。

(2) 事業の棚卸

過去の委員会等で検討された棚卸システムを会長室で再考して棚卸システムの基本骨子を作成し、棚卸WGを組織して棚卸事業の構築と実用化に向けてスタートしております。次年度（令和6年度）会務検討委員会の立ち上げに連動して事業計画の作成時から、事業目的・内容（獲得目標と成果の評価方法等）等を意識して開始するスキームの実行をはかりつつ、既存の事業の進み具合をチェックする等のシステムを構築し、目的を達成した事業の廃止と新規事業の開始などがバランスよく実行できるように進めていきたいと思っております。

(3) 委員会等の会務への参加促進

会員活動活性化WGを組織して、より多くの会員に会務活動へ積極的に参加していただけるための環

境作りを行っています。例えば、弁理士会の委員会、付属機関を紹介する紹介ビデオ等の紹介ツールの作成を行い、各委員会等へ実情を知ってもらう作業を行いながら各委員会等への参加促進を図っています。この活動を継続的に行うことにより、従来会務活動に参加したことがない会員ばかりでなく、新たに弁理士登録した会員へも会務参加を進めていきたいと考えています。

(4) 業務支援の仕組みづくり

電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境を整備する礎を作っています。

また、各地域会の実情に添いかつ、利用者の要望により一層適合した弁理士紹介制度の運用、さらなる充実を実現していきたいと思います。必要に応じて弁理士ナビの改良を進めています。

(5) 弁理士法人への弁理士以外のものからの出資禁止規定の創設

弁理士法第39条柱書「弁理士法人の社員は、弁理士でなければならない。」の規定を実質的に担保するため、弁理士以外の者から弁理士法人への出資の禁止の確認規定を設ける準備を行っています。

関連して、過去の役員会が検討し導入に至っていなかった、いわゆる「報酬分配の禁止規定」、「周旋禁止規定」の導入についての検討もおこなっていききたいと思います。

4. 最後に

この原稿を作成する際、次年度（令和6年度）日本弁理士会定時役員選挙（副会長、常議員、監事）が始まる次期と重なっており、昨年の選挙時期、更にはこの1年を思いだして振り返ってみると、この一年間弁理士会内の会派、特に私の出身母体の会派である日本弁理士クラブには、各委員会等の人事をはじめとして、政策への助言、更にはその実行に際して多大のご協力をいただいております。これまでの多大なご協力に感謝するとともに、引き続きのご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 吉井 雅 栄

1 はじめに

本会会務の遂行にあたり日頃より日本弁理士クラブの皆様から絶大なご支援ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

また会派会議、交流会、会派旅行会およびゴルフ会におきましても、普段聞けない貴重なご意見・ご指導・励ましも頂き、感謝に堪えません。地方（新潟）からの役員参加の身としては、そのご指導・励ましは本当に有難いです。

昨年秋に所属の南甲弁理士クラブおよび日本弁理士クラブの推薦を経て、本会副会長に当選させて頂き、そして鈴木一永会長・黒川恵筆頭副会長及び日弁政策の皆様で練られたと聞いております本年度事業計画、およびこれに基づく本会会務、予算、人事、対外事業などを次年度会務検討委員会で勉強、研究、議論し、様々な方々からアドバイスを頂きさらに皆で熱く議論し、本年4月から本会会務を遂行しております。

この間鈴木一永会長らとともに、常に、若い世代、未来の弁理士のあり方を議論しながら、弁理士がなすべきこと、加えて弁理士の発展のために自身がなすべきことはなにかを考えながら、日々会務に邁進しております。

2 弁理士の職責（私見）

私がこのような大役を担い改めて若い世代の弁理士がなすべきことは何かを考えるに、至極当然なことではありこれまで先輩方々がおっしゃってこられたように、知財専門家として日々研鑽を積み成長しながら、日々出会う発明を愛し、強く広いクレームを書くこと（強き良き権利を取得すること）が弁理

士のなすべきことであり、そのクレームに基づく真の作用効果を書き、これをしかるべきときに主張し発明を守り抜くことが弁理士のなすべきことではないかと思っております。このよきクレームを書くために日々修練し、クライアントに褒められ、報酬を得ることこそが弁理士の素晴らしきところではないかと改めて思っています。

弁理士になりたての頃、会派の先輩から専門家である以上学び続けなければならないが、クライアントに可愛がられなければよき弁理士ではないと教えられ、またクライアントに迎合しては弁理士ではないとも教わりました。

可愛がられてきた自負はありますが、自分がどれほど学び続けてこられたかについては自信はありません。しかしそれでも、地元（新潟）で学べる機会があるときはその講演会や地元会合に参加し、また会派推薦で様々な本会委員会に所属し最新の情報を得ながら学び続け、旅行会や新年会・忘年会にでて交流をつなぎつつ先輩・後輩から学び続けてきたつもりです。それが今でも仕事につながり、またよきクレームを書く糧となっていると自負しております。

調査・出願・登録業務の他、地元（新潟）の経済・教育・官団体との交流業務、侵害訴訟業務を長年していると、状況分析や勝訴の可能性の報告に留まらず訴訟すべきか否かの判断までクライアントに求められ、そのほとんどが結局私の判断に委ねられてくるに至り、知財専門家としての弁理士に寄せられる期待、その信頼と責任の重さは年々大きくなるなあと感じています。

この信頼と期待に少しでも応えることができる弁理士に成長することが弁理士の道ではないかと思う

に至りました。

弁理士の道を進む若き弁理士方々の更なる発展に少しでも寄与できるよう微力ですが、これからも役員一丸となって会務に邁進したいと思います。

3 会務内容・4者連携事業（知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言）

私の主な担当は、中小企業支援を行う会員支援について研究・企画・実践する知財経営センター、特許委員会、特許制度運用協議委員会、知財活用検討委員会、地域会連携などですが、私から特筆すべきことは、本年からスタートした4者連携事業です。

昨年度検討され昨年度末3月に発表された特許庁、INPIT（インピット）、日本商工会議所、日本弁理士会との4者連携に基づく知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言に基づくこのネットワークの構築、そしてこのネットワークに基づく各地域会での4者連携活動、特許庁での4者連携会議、インピットとの2者定例意見交換会、特許庁からの次年度連携拡充計画に対する検討およびその対応などを、主管となる知財経営センターおよび各地域会で行ってきております。

この知財経営支援ネットワークは、特許庁、インピットおよび本会で知財経営支援のコアを形成し、日本商工会議所もこれに連携して構築されたもので、さらにこの各地域のコアに経営、金融、海外展開などを支援する各支援機関もつながり、中小企業・スタートアップの知財経営支援の強化・充実化をはかり、稼ぐ力の向上に資する仕組みです。

4. 私見

特許庁が、出願受付・審査・登録事業のみならず、知財普及・中小企業支援も益々活発に行ない、さらには中小企業に対する相談業務拡充や出願支援拡充もはかるなどして、知財発展に益々尽力されていることに改めて敬意を表します。

またインピットでも相談業務・中小企業派遣業務を益々拡充し知財普及に邁進されていることにも改めて敬意を表します。

しかし、一方で、知財に精通した我々知財専門家

である弁理士を代理人とせず安易に自社出願してしまう出願人が増える懸念があり、それゆえ有効な知財を取得できずまた知財有効活用が阻害されているという懸念があります。

知財普及活動が活発になるにつれ、このような我々の懸念は、益々高まりはしますが、このたびの4者連携による知財経営支援ネットワークが各経産局知財室を中心に各地域に構築され、4者が連携して中小企業の知財経営を支援する体制が関連支援団体を巻き込み実現されていくことは素晴らしいことです。

我々弁理士にとってもこのネットワークを通じて他3者だけでなく各支援団体ともつながり関係を深めていくことができることは非常に有意義なことであり、またそれが我々弁理士への知財業務の依頼増加につながり、さらには知財における企業ニーズを早く深く知ることもでき、弁理士にとってもとりわけ地域の弁理士や次世代の弁理士にとって非常に有意義な仕組みであると思いを期待しているところです。

少なくとも特許庁との関係がますます強化されていくこととなりその意味でもこのたびの4者連携の意義は大きいのではないのでしょうか。またこの機会にこれまでコロナ禍により一層希薄となっている特許庁の知財イベントなどについても今後益々親密に協力させて頂きたい旨を特許庁に改めてお願いしました。

このような4者連携での我々の期待を将来実現していくためにも、前述した我々の懸念については、可能な限り払拭する必要があることから、特許庁・インピットとの関係を今後さらに深め、非弁行為やその恐れがある事案については協力してこれに対処し、また自社出願を行うことには大きなりスクを伴いそれでは決して知財の有効取得・活用はなしえないことをしっかり広報しなければならないと思っております。

5. その他

知財経営センター、各地域会は、その会務内容をますます拡充してきており、将来の弁理士の発展、とりわけ若い世代の弁理士の業務拡充、さらには業務価値を高めやりがいがあり豊かな報酬を得られる

ご挨拶

業務となるために、その会務を遂行しております。

私が担当する特許委員会、特許制度運用協議委員会、知財制度活用検討委員会においても、知財研究、特許庁との運用協議、日本知財仲裁センターの支援など極めて重要な会務を担う花形委員会であり、いづれもその期待に応えられるよう今も議論・研究を重ねておるところです。

さらなる技術革新を遂げまたたくさんの新規事業が創出されて日本がさらに発展するために、知財経営は極めて重要でありその知財経営発展のキーパーソンとなる若き弁理士が弁理士道を貫き、成長進化し、さらなる信頼を受け活躍できるために、弁理士活躍基盤の整備も重要です。これは鈴木一永会長の事業計画の柱であり重点施策です。私も副会長としてさらにもう半年全力を尽くす所存ですので、今後日本弁理士クラブの皆様のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 黒川 恵

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和5年度の日本弁理士会副会長を務めております黒川恵です。まずは、日頃、日本弁理士クラブの多くの先生方におかれましては、多大なご協力、ご支援をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本稿の執筆時点で、副会長就任から半年が過ぎました。常議員会、総会、第1回外部意見聴取会のほか、各機関とのご挨拶、各地域の挨拶廻り等が無事に終了し、各委員会等に活発な活動をしていただいております。

今年度の執行役員会はリアルでの開催を原則としており、委員会等もリアル開催を推奨するとともに懇親会の開催も推奨しております。

2. 令和5年度事業計画について

令和5年度事業計画は、昨年度、木戸良彦幹事長及び本多敬子政策委員長(いずれも当時)の強いリーダーシップのもと、日本弁理士クラブの政策委員会においてブラッシュアップを重ねたものです。この事業計画では、5年、10年、15年といった中長期において持続可能で安定した日本弁理士会組織の構築及び弁理士業務の確保を図るための礎を築くため、その前提となる弁理士人材の育成・強化を図ることを目指し、業務、組織及び人材の3つのカテゴリー別に具体的な施策を掲げています。これらの具体的な施策は、制定の経緯からしても、また実質的に見ても、鈴木一永会長の政策であるというだけでなく、日本弁理士クラブの政策であり、今後も継続して実行されるものと確信をしております。

3. 会務報告

以下、私が主担当として担当する委員会等につき、これまでの活動報告を申し上げます。小職は、副担当として、国際活動センター、コンプライアンス委員会、弁理士法改正委員会、特許委員会、著作権委員会、知財活用検討委員会、関西会を担当しております。

【総会】

5月に行われた定期総会では、昨年度の事業報告・決算、今年度の事業計画・予算等、全ての議案につきましてご承認をいただきました。一昨年、昨年と同様、リアルとWebとのハイブリッド形式にて開催をいたしました。

【常議員会】

第1回常議員会は、定期総会前に、総会と同様、リアルとWebとのハイブリッド形式にて開催をいたしました。総会と同様、昨年度の事業報告・決算、今年度の事業計画・予算等につき、さまざまなご意見、ご質問を頂戴しました。

【監事会】

監事会は、毎月の月末に開催され、執行役員会の会務執行、本会の資産及び会計の状況について監査を行っていただいております。監事会開催前に、執行役員会の議事録等をお送りし、予めご質問・ご意見をいただいたうえで、監事会において回答するという流れとなっています。監事会は、会員からの内部監事10名、外部監事2名の合計12名で構成されています。

【外部意見聴取会】

年2回、外部の有識者に本会の運営等について意見聴取する会議を開催しており、9月に行われた第1回外部意見聴取会では、昨年度の事業報告、今年度の事業計画、四者協定及び2025大阪・関西万博に対する当会の取り組みについて、ご説明申し上げた後、様々なご意見をいただきました。

【審査委員会】

本委員会による審査は、審査委員会規則（会令第37号）に基づいて、会員の処分を決定する手続です。審査部の決定には執行役員会が関与することができませんが、処分は会長が行うことになります。

【例規委員会】

日本弁理士会の会務や会員等に対する規則となる例規について、執行役員会、附属機関や委員会からの新設や改正の要望に基づいて、例規全般の整合性を検討しております。今年度は、研修所からの要請に基づき、実務修習生への書類未送達の際の取扱い等につき、修習事務規程（内規第97号）の改正を検討していただいたほか、財務委員会からの要請に基づき、インボイス制度の導入に伴う適格請求保存方式への日本弁理士会の対応に伴う内規の一部改正について検討いただきました。

【財務委員会】

①日本弁理士会の財政に関する調査・研究、②日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案、③日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案を職務権限としております。今年度は、適格請求書保存方式（インボイス制度）への日本弁理士会の対応の検討等について、検討していただきました。

【知財政策検討ワーキンググループ】

日本弁理士会に関する知財政策について検討及び意見交換を行うことを目的として設置されたワーキンググループであり、日本弁理士政治連盟（弁政連）の会長、筆頭副会長、副会長が委員となっております。

す。弁政連は、日本弁理士会とは別の組織として、国会議員や政府等に対して必要な政治活動を行う団体です。

【イベント開催ワーキンググループ】

弁理士の日の記念イベントと、賀詞交歓会を企画・実行するワーキンググループです。弁理士の日の記念イベント（7月3日）は、(1)講演会・表彰式と、(2)祝賀会の二部構成としました。講演会は、日本テレビ「それってパクリじゃないですか？」の脚本家、プロデューサー、助監督、西野会員にご登壇いただき、広報センター長の名司会により制作秘話を楽しませていただきました。また、祝賀会は、6名の国会議員、特許庁長官、知的財産高等裁判所長、内閣府知的財産戦略推進事務局長、日本弁護士連合会副会長のご来賓のもと、リアルで行うことができました。いま、賀詞交歓会（2024年1月16日）に向けて準備を開始しています。

【公示送達ワーキンググループ（仮称）】

会則に基づいて、公示送達は、本会事務所への掲載及びJPAAジャーナル等の会報への掲載により行っていますが、公示送達に該当する通知が掲載された会報は電気通信回線を使用して発送することができないこととなっています。しかし、公示送達に該当する通知が掲載された会報は信書に該当するため、通常郵便での発送をせざるを得ず、安価で発送可能なゆうメールを使用することができず、郵送費用が増大しています。そこで、公示送達の方法変更及び規則改正をベースに会報（JPAAジャーナル）の電子化について検討するワーキンググループの立ち上げを進めています。

【会長室】

室長1名、室員7名（常勤3名、非常勤4名）の体制です。室長及び常勤の会長室員には、会員からの相談、苦情受付等の対応を主として担当いただいています。非常勤の会長室員には、国際関係、事業、予算、例規のそれぞれについて、会長及び執行役員をサポートしていただいています。

【事務局】

事務局員のハラスメント対策を拡充いたしました。(1) 従来の職員相談室に加え、外部相談窓口を設置しました。外部相談窓口には、専門性の高い外部専門家として、執行役員会が弁護士に委嘱いたしました。(2) 対象となるハラスメントを拡大しました。これまでの事務局内でのパワハラ／セクハラ／いわゆるマタハラの3類型に加えて、本会の会員である弁護士から職員が受けるハラスメントも対象とすることにしました。9月に事務局員への説明会を終了し、10月初旬から施行しております。

【中国会】

2024そうじゃ吉備路マラソン（2024年2月25日）への参加により、同マラソンの協賛プランを通じた日本弁護士会及び弁護士の広報を行うことを準備していただいています。当初、広島マラソンでの広報を予定していましたが、4月に入ってから同大会が幕を閉じることになったとの報が入ったため、急遽、代替大会を検討していただいた次第です。

4. おわりに

引き続き、全力で会務に取り組みますので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

以上

ご挨拶

日本弁理士会副会長 萩原康司

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和5年度日本弁理士会副会長を務めさせていただきます萩原康司です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃から日本弁理士会の会務にご協力いただき、誠に感謝しております。この場を借りて御礼申し上げます。

早いもので、副会長も半分が経過しました。本年の5月にコロナ感染症が第5類に引き下げられたこともあり、今年度はリアルとWeb会議を併用したハイブリッドでの運営を基本としております。Web会議は移動時間がなく、特に遠方から来会されていた方にはメリットが大きいですが、リアルと比較してコミュニケーションが取りづらいといった反面もあります。Webとリアルをバランスよく併用することにより、より良い会務活動ができるようになるのではと思っています。

それでは、ご挨拶として、会務活動についてご紹介させていただきます。

2. 担当している委員会等

昨年の10月より次年度会務検討委員会がスタートし、本年度に向けての準備が始まりました。次年度会務検討委員会では、事業計画、附属機関・委員会への諮問、予算などを決め、各副会長、執行理事の担当の振り分けが行われました。私は、主担当として、中央知財研究所、選挙管理委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、農林水産知財対応委員会、知財制度検討委員会、北海道会、棚卸WGを担当し、また副担当として、処分前公表審議委員会、特許制度運用協議委員会、産業標準委員会、D&I推進委員

会、中国会を担当しています。以下に、主担当を務める機関、委員会、WGの活動をご紹介します。

(1) 中央知財研究所

中央研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的としています（会令第27号「中央知的財産研究所規則」第2条）。

具体的には、別冊パテント誌の編集、公開フォーラムの開催などを行っております。日本弁理士クラブからは中村仁所長を始め、多くの先生方にご尽力をいただいております。

本年度も、会員の皆様に有益な情報を発信できるよう努力していきたく思っています。

(2) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、役員選挙の管理を行うことが重要な使命です。具体的には、役員選挙の告示を行い、選挙説明会を行い、立候補者の受付を行い、投票の管理を行います。本年度は、関西選挙区で常議員の選挙が実施されることとなりました。日本弁理士クラブからは松井伸一委員長を始め、多くの先生方にご尽力をいただいております。

(3) バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬等のバイオ系技術分野に特化してその技術分野における知的財産の保護等に関する諸問題を調査・研究・提言することを目的としています。今年度のバイオ・ライフサイエンス委員会では、川壽洋祐委員長を始め多くの日本弁理士クラブの皆様にご活躍いただいております。例年同様、専門的で高度な研究が行われ

ております。また、関連団体とのリアル交流も再開されてきました。秋に開催されるBioJapan2023への出展に向け、広報センターのご協力を仰ぎながら準備を進めています。

(4) 農林水産知財対応委員会

農林水産知財対応委員会は、種苗やGIの保護などの農水知財について調査・研究・提言することを目的としています。農林水産知財対応委員会におきましても、丸山修委員長を始め多くの日本弁理士クラブの皆様にご活躍いただいております。また例年同様、専門的で高度な研究が行われ、農林水産省をはじめとする関連団体とのリアル交流も活発に行われています。秋に開催されるアグリビジネス創出フェア2023への出展に向け、広報センターのご協力を仰ぎながら準備を進めています。

(5) 知財制度検討委員会

「知的財産制度に関する政策提言の作成」などを職務権限とし、日本弁理士会内の意見をまとめ、外部に発信していくための委員会です。特に、内閣府の知的財産戦略本部での検討、産業構造審議会知的財産分科会での法改正に関する検討、パブリックコメントなど、複数の法域にまたがる案件に対応しています。通常の委員会と異なり、定例会は行わず、メールでの審議を中心に運営しています。知財制度検討委員会におきましても、中尾直樹委員長を始め多くの日本弁理士クラブの皆様にご活躍いただいております。実務系委員会の委員長または委員長経験者に構成員となっただき、各分野の実務系委員会と連携しながら、知財制度の将来像を発信していく所存です。

(6) 北海道会

地域会は北海道会を担当し、本会と北海道会との円滑な橋渡しに務めています。北海道会は比較的小さな地域会ですが、その分、まとまりがよく連携が優れていると感じています。各種のプロジェクトには地域会の協力が不可欠であり、地域会の意見を本会に届けるようにいたします。

(7) 棚卸WG

棚卸WGは、本年度の事業計画の重点的な施策の一つとして新規に導入されました。棚卸WGにおきま

しても、大澤豊グループリーダーを始め多くの日本弁理士クラブの皆様にご活躍いただいております。

日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入することにより、中長期にわたる事業全体をより効率的かつ効果的なものとし、持続可能で安定した日本弁理士会組織を構築したいと考えます。

3. おわりに

昨年までの会務では、個々の委員会で活動していましたが、今年は、いろいろな委員会等を担当させていただき、日本弁理士会の活動範囲の広さを実感しています。

残すところ約半年の任期となりましたが、鈴木一永会長を支え、今年度の事業計画の達成のため精一杯邁進して参りたいと思いますので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 大沼加寿子

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和5年度弁理士会副会長を務めさせていただいております、大沼加寿子です。日本弁理士クラブの先生方には日ごろより日本弁理士会の会務にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁理士会も、世間一般と同様、昨年度まではコロナ禍の影響を受け、制限された中で活動をしておりましたが、本年度は年度初めより、リアルを前提として活動を行っています。もちろん、この3年間に活用されるようになったウェブ会議システムは引き続き活用しています。多数の委員会、会議に出席する必要があるため、時にはウェブで参加せざるを得ないこともありますが、非常に便利なシステムだなと感じています。

さて、今年度の私の担当組織は、主担当が国際活動センター、意匠委員会、商標委員会、著作権委員会、知財プレゼンス向上委員会、東海会、副担当が広報センター、貿易円滑化委員会、業務対策委員会、四国会となります。次の項では、主担当の組織について、簡単にご紹介させていただきます。

2. 活動報告

【国際活動センター】

国際活動センターは、センター長の小西恵先生を中心に、国際業務について見識豊かな先生方で組織されています。総勢100人程の大所帯であり、非常に活発に活動を行っています。残念ながら、過去3年間は新型コロナウイルス感染症の影響で国際会議への会員派遣や海外知財団体との交流等の活動が制限されてきました。本年度はこれら制限を受けていた活動が復

活しました。日本弁理士会にも海外の知財団体等から来会の問合せが複数きており、4月にはAIPLA（米国知的財産法協会）が3年ぶりに来会し、クローズドミーティング、オープンセミナー、商標のワークショップ、レセプションを開催しました。レセプション後の恒例のカラオケには会場に入りきれない程参加人数が多く、久々のリアルを多くの会員が楽しんでいました。また、昨今話題の生成型AIについても、アメリカ知財業界における取扱事情等の情報を得ることができ、大変有意義な交流会となりました。

更に、6月には3年ぶりに開催された中華商標協会フェスティバルへの参加、フランス弁理士会、フィリピン弁理士会、ドイツ弁理士会の来会があり、意見交換を行いました。また、WIPOの国際会議等への派遣、ヒューストンの知財団体へ参加しプレゼンテーション等も行い、日本の知財制度の発信及び海外の知財制度の情報収集に役立てていくことを目指します。

【意匠委員会】

意匠委員会は、意匠法に関する法改正及び審査基準改訂、意匠制度の運用に関する検討及び提言を行う、いわゆる実務系委員会です。意匠法は、先般の法改正により、新たな保護対象として画像、建築物、内装が取り入れられ、関連意匠制度の拡充等々、従来制度と大きく変わっています。意匠委員会では、この改正に伴い、ここ数年新たな意匠制度の活用方法について検討し、会員への周知を図っています。本年度も引き続き同様の活動を行っていくとともに、内外からの意匠登録出願を増加させるための施策の検討も行います。更に、本年度は新規性喪失の例外手続の要件緩和に関する法案が国会を通過したため、これを受けて審査基準WGが開催されてお

り、委員会でも基準策定のための活発な意見交換が行われました。また、本年度委員長の石井隆明先生は率先して、JIPAをはじめとする外部団体との交流会・意見交換会を企画しています。

【商標委員会】

商標委員会は、商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言を行う、いわゆる実務系委員会です。3つの小委員会に分かれており、本年度は、法改正マターであるコンセント制度の導入に関する調査・検討、商標制度全般についての制度の導入と廃止の検討、国際会議等への対応(予定しています)。その他に、経営センター・広報センターとともに行うデザイン・ブランド戦略PTへの参加、商標法に関する各種セミナーの実施等、非常に活発に活動を行っています。また、本年度は先に挙げたコンセント制度の導入に加え、氏名を含む商標についての法改正があったため、7月から審査基準WGが開催されています。商標委員会に所属しているWG員の先生と協力して検討及び意見出しを行っているところです。このほか、仮想現実空間における商品の本年度委員長の網野誠彦先生を中心に活発な議論が行われることと期待しています。

【著作権委員会】

著作権委員会では、コンテンツ保護・利用及びコンテンツビジネス、その他著作権に関する諸課題についての調査・研究を行っています。毎年、様々なコンテンツについて非常に有意義且つ興味深い検討を行っています。今年度はAI著作物、メタバースに関する著作権の諸問題の検討を行う予定です。また、著作権判例の研究・会員への情報提供、委員会で作成した著作権に関する資料の継続的な見直し及び研修の企画、外部出版物への著作権記事(著作権の提供等、外部に向かって発信することを意識した活動を活発に行っています。本年度の委員長である高橋雅和先生を中心に、著作権分野における弁理士の知名度向上を図ることを目的として活動をしています。

【知財プレゼンス向上委員会】

知財プレゼンス向上委員会は、企業に所属する弁理士、大学に所属する弁理士、特許事務所に所属する弁理士等からなる委員会です。委員会の名前の通

り、知財プレゼンスを向上させるべく、種々の検討を行っています。本年度は昨年に引き続き、コーポレートガバナンスコード(CGC)、大学ガバナンスコードを念頭に置いた知財的課題について検討しています。CGCとは、上場企業における統治指針のことです。2021年に知的財産が取り入れられたことにより、企業における知財投資・活用戦略が重要視され、弁理士へのニーズも高まることが期待できます。

また、知財プレゼンス向上委員会では、経済産業省や文科省とも交流があり、通常の弁理士業務とは異なる角度からの知見を得ることができます。更に、本年度は近年の登録者数における組織内弁理士(いわゆる特許事務所以外に所属する弁理士)の比率が高まっていることを受けて、日本弁理士会内における組織内弁理士の在り方についても検討する予定です。

【東海会】

東海会は、関東会、関西会に次ぐ大きな地域会であり、本年度の地域会会長村瀬裕昭先生のもと、非常に活発な活動を行っております。その活動内容も多岐にわたりますが、特に中小企業に対する知的財産の支援活動に力を注いでおり、スタートアップ企業については本会よりも早く支援活動を始めています。本年度は執行理事に東海会所属の岩倉民芳先生、椿秀和先生がおり、お二人の助けを借りながら、本会と地域会との連携をより円滑に進めていきたいと考えています。

3. おわりに

メタバース(仮想空間・仮想現実)やNFT(非代替性トークン)をどのように知財で保護するか、生成AIによる生成物と知財など、昨今は知的財産に関する非常に熱い議論が交わされています。知的財産の専門家たる弁理士として、この1年間、時代の流れにのって、弁理士会のプレゼンスを高めるべく、活動をしていきたいと思えます。

日本弁理士クラブの皆様には引き続き、ご協力いただけますようお願いするとともに、残り任期につきまして改めてご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



会務報告

日本弁理士会副会長 亀崎 伸宏

1. はじめに

日本弁理士会の令和5年度役員定時選挙におきまして、日本弁理士クラブにご推薦をいただいて当選し、今年4月から鈴木一永会長の下、副会長を務めております。5月初旬には、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に引き下げられ、自宅療養や待機を要請する法的根拠がなくなりましたので、日本弁理士会の会務活動につきましても以前のように活発になっていると体感しております。日本弁理士クラブの先生方には、日頃より積極的に会務運営にご協力をいただいておりますことに御礼申し上げます。

2. 会務報告

今年度は、多くの委員会等につきまして副会長が主・副2名で担当する形式を採用することで、委員会等と役員会との連携を強めております。私が主で担当する委員会等は、関東会、知的財産支援センター、綱紀委員会、業務対策委員会、情報企画委員会、経営基盤強化委員会、登録審査会、弁理士紹介制度検討ワーキンググループ、弁理士業務標準検討ワーキンググループ、及び弁理士ナビ検討ワーキンググループになります。また、副で担当する委員会等としては、九州会、総合企画政策委員会、及び会員活動活性化ワーキンググループ等があります。これらの委員会等のそれぞれにつきまして、活動状況及び活動予定を簡単に紹介いたします。

(1) 関東会

田村爾関東会会長の下、11名の副会長、幹事会及

び監査役会を中心に運営されております。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが引き下げられましたので、知財創造教育支援委員会による小中学生及び高校生への知財創造教育が活発に行われております。

また、夏休み始まりの7月22日には、FKDショッピングモール宇都宮インターパーク店において弁理士の日記念イベントが開催され、多くの家族連れに来場いただきました。次年度は群馬で開催される予定になっており、次年度に向けて弁理士の日記念イベント実行ワーキンググループが立ち上がっております。羽鳥巨ワーキンググループ長の下、活発な議論が始まっております。

(2) 知的財産支援センター

約15名の正副センター長及び約80名の委員により構成されており、高橋昌義執行理事と共に担当しております。本センターは、主に、小中高・大学・国立高専を対象にした知財創造教育支援、並びに文部科学省、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）及び日本弁理士会が主催するパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの運営を行います。今年度は、優れた発明等及び事業活動の擁護に資することを目的とする特許出願等援助制度の運営にも力を入れております。

(3) 綱紀委員会

和田祐造委員長の下、外部委員3名を含む約30名の委員により構成されており、野河信久執行理事と共に担当しております。本委員会は、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に

該当する事実があるか否かの調査を行っております。取り扱う内容がデリケートであるため、昨年度から調査を続けている事案もあります。

(4) 業務対策委員会

香原修也委員長の下、約30名の委員により構成されており、大沼加寿子副会長、香坂薫執行理事と共に担当しております。本委員会は、弁理士及び弁理士法人でない者が弁理士の専権業務を行う「いわゆる非弁行為」の対応等を行っています。具体的には、会員の皆様からの情報提供や業務対策委員会の自発的な調査によって、非弁行為の疑いのある事案を発見し、疑義者及び疑義行為の詳細を特定し、疑いが晴れない場合には疑義者に対し是正を求めています。悪質な事案には、刑事告発も視野に入れて対応します。

(5) 情報企画委員会

藤田貴男委員長の下、約15名の委員により構成されており、高橋昌義執行理事と共に担当しております。本委員会は、日本弁理士会のITインフラの検討・推進及び整備を担当しています。今年度は、事業計画に掲げる「業務を支援するための仕組みづくり」を実現させるために、日本弁理士会の電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境を整備することにより、弁理士の業務支援体制を前進させます。

(6) 経営基盤強化委員会

奥野彰彦委員長の下、約20名の委員により構成されており、岩倉民芳執行理事と共に担当しております。本委員会は、特許事務所の経営の強化や弁理士の業務環境の改善のための方策の検討・実行等を行っています。今年度は、中小規模の特許事務所における事務業務の効率化のための自動化ツール(Robotic Process Automation：RPA)の作成を行い、会員に対し、その情報の提供を行う予定です。

(7) 会員登録・登録審査会

新規弁理士登録、付記登録、及びこれらの抹消登

録、事務所名称登録、並びに弁理士法人設立等の申請が行われた場合、毎週水曜日に行われる執行役員会においてその審査を行い、承認されることで登録されます。特に、弁理士試験合格者等に対して行われる実務修習の修了後である4月頭には、多くの新規弁理士登録の申請がありました。

登録審査会は、執行役員会で上記登録申請に際し登録許否相当と判断された申請者や登録抹消すべきと判断された会員を審査する機関であり、必要による不定期開催になります。

(8) 弁理士紹介制度検討ワーキンググループ

事業計画に掲げる「弁理士紹介制度のさらなる拡充」を実現させるために新設され、瀧野文雄ワーキンググループ長、他2名の委員により構成されております。

弁理士紹介制度は、先行して東海会が運用し、これまでに関東会及び関西会に拡充されています。各地域会の意見を聞きつつ、他の地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方についての横断的な検討を進めてまいります。

(9) 弁理士業務標準検討ワーキンググループ

事業計画に掲げる「業務を支援するための仕組みづくり」を実現させるために新設されました。各派から推薦された方を中心に約20名の委員により構成されており、鈴木大介執行理事と共に担当しております。

「弁理士業務標準」は、ほぼ毎年改訂が行われ、現在第15版が発行されております。改訂作業は、当初、弁理士業務標準化委員会が専門的に行っていましたが、委員会の統廃合に伴い、ここ数年は会長室が兼業で行ってまいりました。そこで、過去に弁理士業務標準化委員会に所属していた委員を中心に再結成することで、弁理士業務標準の見直しを行うことを予定しています。

(10) 弁理士ナビ検討ワーキンググループ

「弁理士ナビの改修による、顧客及び弁理士のマッチングの最適化の実現の検討」を目的として新設さ

れ、奥野彰彦ワーキンググループ長の下、業務対策委員会、情報企画委員会、及び経営基盤強化委員会から推薦された約10名の委員により構成されております。

(11) 九州会

福岡県庁、九州経済産業局及び福岡商工会議所への訪問等、九州における関係各所と緊密にやりとりをしております。今年度は、日本弁理士会九州会が、福岡の10士業団体で構成される福岡専門職団体連絡協議会（福岡さむらいネットワーク）の当番会であり、活発な活動が期待されております。

(12) 総合企画政策委員会

一昨年度のDX委員会、昨年度の総合企画委員会の発展形の本委員会は、他の委員会の管轄にない施策等を検討する組織であることから、会務経験の豊富な先生方約15名に委員を務めていただいております、植田晋一執行理事と共に担当しております。

(13) 会員活動活性化ワーキンググループ

事業計画に掲げる「日本弁理士会の会務への多様な人材の参加を促進する環境づくり」を実現するために新設されました。藤田貴男ワーキンググループ長の下、公募に応じた約20名の委員により構成されており、野河信久執行理事、中村恵子執行理事と共に担当しております。これまで会務活動に参加されたことのない運営委員が多数いらっしゃることもあり、自由闊達な議論が行われています。

3. おわりに

副会長としての会務活動は多岐にわたり、やりがいがありますが、その分責任の重さを感じます。少しでも多くの利益を会員の皆様に還元できるよう職責を全力で全うする所存ですので、ご指導及びご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

常議員会報告

日本弁理士会常議員 金本哲男

令和5年度常議員会の活動等を報告します。

1. 常議員会について

常議員会については、日本弁理士会会則第8章（第75条から第81条）に概要が規定されており、現在の常議員会は全国9選挙区から選出された60名の常議員（会員）及び2名の外部常議員により組織され、会則第78条に規定される下記の事項について審議することになっています。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会則の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

また、常議員会には会規第13号「分科会規則」に定めるところにより、下記の3の分科会が存在します。

- ① 調整分科会
- ② 第1分科会
- ③ 第2分科会

上記各分科会の役割は以下の通りです。

調整分科会：会則第78条に規定された事項及びこ

れに関連する事項について、執行役員会との間で調整を行うとともに、第1分科会又は第2分科会での審議についての検討などを行うこと

第1分科会及び第2分科会：常議員会の職務権限に属する事項について、分担して調査、検討、審議を行うこと

2. 令和5年度の常議員会の活動

今年度の第1回常議員会は令和5年5月12日（金）に開催され、審議に先立ち、議長に井上一常議員、副議長に山本宗雄常議員および当職が選出されました。

次に、上程されていた下記の議案が審議され、いずれも出席者の過半数の賛成により承認されました。

- | | |
|--------|------------------------|
| 第1号議案 | 令和5年度執行理事の選任の承認を求めめる件 |
| 第2号議案 | 令和4年度事業報告の承認を求めめる件 |
| 第3号議案 | 令和4年度決算の承認を求めめる件 |
| 第4号議案 | 令和5年度事業計画の承認を求めめる件 |
| 第5号議案 | 令和5年度予算の承認を求めめる件 |
| 第6号議案 | 令和5年度外部常議員の選任の承認を求めめる件 |
| 第7号議案 | 令和5年度外部監事の選任の承認を求めめる件 |
| 第8号議案 | 外部意見聴取会委員の選任の承認を求めめる件 |
| 第9号議案 | 綱紀委員会外部委員の補充の承認を求めめる件 |
| 第10号議案 | 常議員会分科会委員の選任の件 |

この第1回常議員会に上程された議案のうち、上記第1号～第8号議案は令和5年度第1回定時総会に上

程される議案であって、会則第78条の規定により常議員会での審議に付することになっていたものです。

3. 常議員会での審理

今年度第1回の常議員会は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から第5類感染症になったものの、Web併用の開催となりました。今後もこの会議形式がしばらく続くものと思われます。

審議については事前いくつかの質問が寄せられており、また当日も出席常議員の複数の方により会場からも質問が出るなど、当職が予想していたよりも活発なものとなりました。とりわけ第4号議案の令和5年度事業計画の承認を求める件においては、鈴木会長自ら追加で答弁される場面もありました。

議事の進行については、Web併用の開催となっているため、採決の際の実際の挙手とzoom上での挙手ボタンの操作に関し、些かの混乱があったようですが、議案が進むにつれてそのような混乱もなくなりました。

ひと頃は常議員会の活性化が声高に叫ばれていましたが、外部常議員制度の導入もあり、審議状況、内容を会場で聞いていると（当職は弁理士会で直接出席）、かつてよりは組織として良い方向に進んでいるのではないかとの印象を持ちました。

なお開会は午後1時であり、閉会は午後3時半を回った頃でした。

本稿の執筆時点（令和5年9月下旬）では、令和5年中に臨時総会が開催される予定はないようなので、常議員会もこのままでは年内に開催されることはないかと思われます。

以上



初年度副監事長挨拶

日本弁理士会副監事長 松浦喜多男

1. はじめに

初年度に副監事長の大役を仰せつかることとなりました。

今まで、東海支部長、副会長、知財支援センター長、知財経営センター長など様々な役職を経験させていただき、後期高齢の域に踏み込んだこともあり、最後のご奉公として、何とか務めあげたいと願っているところです。

監事会は、ご承知のように会務監査、会計監査を行う最後の関門であり、その意味で、公平中立であるとともに、原理原則に沿った職務を求められているものと理解しています。ただ、監事会は、各事業に対して、頑なに規範性を求めれば良いというものではなく、日本弁理士会及び知的財産権制度が、社会から受容され、発展するように、見守っていくというのが大きな仕事と考えています。その意味では、日本弁理士会が今向かおうとしている未来を見据え、理解した上で、バランスの取れた監査を求められていると考えています。そのような姿勢で、会務を全うできればと考えています。

2. 監査の手法

ここで監事会の理解に供するため監査の手法について、概略述べてさせていただきます。

監査の基本方針は、マニュアルでは、「相当性、適法性、妥当性、合理性、正確性などの観点から厳正に監査し、会務および財務会計に関する内部統制の整備や運用状況の検証ならびに評価を行ない、もって会務執行、資産及び会計処理の適正化に資することを責務としている。」とされています。

また、この責務に従って、

「執行役員会からの議事録のみではなく、必要に

応じて監査の対象とした下部組織にも適宜報告と資料の提出、さらには、必要に応じて関係者の監事会への立会いを求め、さらに必要に応じて現地調査などを実施し、積極的に会務、資産、会計の適正さ等を監査する」ものとしています。

そして監査の視点としては、次のことに留意するようにしています。

イ. 会務の相当性・妥当性

総会に提出され、同意を得た事業内容であっても、会員の視点から、弁理士法および日本弁理士会会則に定める目的の範囲内の事業であるか否かを監査するとしています。

執行した内容が、予め総会で承認された事業計画に沿った内容かを監査すると共に、事業計画に沿って遅滞なく事業計画が執行されているかについても監査内容としています。

ロ. 会務の適法性

会務執行に法令違反があるか否かについての監査は、監査の基本事項です。

ここでの法令には、弁理士法、日本弁理士会会則、その他の日本弁理士会が定める諸規則、民法その他の一般法はじめ、慣習法も含めた全ての規則が含まれるものとされています。

具体的な監査にあたっては、契約書における契約当事者の適格性、執行者の越権行為など、法律上の違反の有無について監査します。

ハ. 財務会計における合理性、妥当性

事業計画の実施に伴って発生する費用支出について、会費の適切な使用の評価・検証のため、費用対効果の視点から監査することが必要となります。つまりは、会計上の整合性だけを見るのでは

ないということです。

二. 社会的妥当性

日本弁理士会は、一般社会との関わりの中で活動しているので、会務についても、当然のことながら社会の一般通念に照らして妥当性がある内容が求められます。このことから、監査にあたっては、一般の社会通念に照らして妥当性があるか否かの視点も求められるものとされています。

3. バランスの取れた監査

上述の、マニュアルに従えば、広範な調査が可能であるということとなり、どこまででも会務内容に踏み込むことができるという解釈も可能となります。

しかし、監査権限の執行により、会務を委縮させたり、煩雑となることは、主客転倒です。このため過度とならないように、会務に対する先を見据えた理解に基づく、バランスの取れた監査が必要となるものと考えます。

本年度にあっては、事前に配布された執行役員会の議事録内容を各監事が目を通し、疑問点や深堀すべき事案があった場合には、質問権を行使して、資料提出と回答を求め、各監事が意見を述べる手法により、監査を行っています。各監事は、活発に質問を投げかけ、役員会からの答弁を真摯に聞き、必要な意見を述べており、緊張感のある、充実した質疑を行っています。私としては、各事業や懸案事項につき様々な所感を積極的に述べながらも、会務運営をサポートするという観点を忘れることなく、自戒しつつ監査をさせていただこうと考えています。

現状の監査結果では、会務、会計に特段の問題点を指摘すべき内容は無く、日本弁理士会の運営は、順調に進行しているものと評価しています。

今後とも、会務に対する理解を深めつつ、日本弁理士会にとって必要とされる監査の有り様を模索しながら、緊張感をもって、監査業務を行っていきたいと考えています。日本弁理士クラブの会員の皆様には、監査に資するため、折に触れて、会務全般つきご意見をお聞かせいただきたく、お願い申し上げます。

以上

日本弁理士会研修所について

日本弁理士会研修所 所長 千 且 和 也

日本弁理士クラブの会員の先生方におかれましては、日頃より研修所の活動にご協力いただきありがとうございます。令和5年度日本弁理士会研修所所長を務めております南甲弁理士クラブの千且和也です。令和5年度の日本弁理士会研修所の活動についてご報告いたします。

1. はじめに

令和2年に始まったコロナ禍において、研修所は、「ライブ配信研修（ZoomミーティングおよびZoomウェビナー）を用いた研修」を中心に運用を行いました。コロナウィルスの感染拡大が収まりつつありますが、研修所は、コロナ前の研修形式に戻すのではなく、コロナ禍で培ったノウハウを活かすべく、研修の内容や会員のニーズに応じて、「ライブ配信研修」、従来の「集合型研修」、又は「ハイブリット研修」（ライブ配信研修と集合型研修を同時に行う研修）を含めたそれら組み合わせなどで研修を行っていきたいと思います。

前年度末にライブ配信研修に関し、アンケートを採らせて頂いたのもそのためであって、今後も会員のニーズにあった研修運営を行っていきたいと思いますので、引き続きアンケートなどの御協力をお願いします。

2. 会員継続研修

上述の通り、研修所では、引き続き、ライブ配信研修を実施いたしますので、昨年度、「弁理士研修システム」を改修し、当該システム上から「ライブ配信研修」の受講を可能としました。従前は、弁理士会から送られてくるメールからZoomのシステムに入る方式をとっていましたが、システム改修後は、「弁理士研修システム」のWebページから受講が

可能となりました。

もちろん、例年同様、e-ラーニング研修のコンテンツの充実化にも鋭意取り組んでおります。

2. 倫理研修

今年度（令和5年度）、倫理研修を受講する必要があるのは、Aグループの先生方です。

倫理研修について、今年度は、「集合型研修」を再開し、「ライブ配信研修」と「集合型研修」を併用して実施し、会員の先生方のニーズに応えるようにしております。

3. 能力担保研修

付記弁理士試験の受験に必要な能力担保研修は、特許庁や弁護士会のご協力のもと、今年度も無事に実施され終了いたしました。

能力担保研修について、今年度は、「集合型研修」を再開し、東海地域においては、ハイブリット形式で開催しました。

3. 実務修習

実務修習については、今年度も「ライブ配信研修」により実施する予定ですが、修了式は、リアル開催を企画しており、コロナ前の状態に戻しつつあります。

4. その他

その他、弁理士育成講座など演習形式の研修は、ライブ配信の形式で研修を実施しましたが、対面形式での受講生と講師の交流の場を設けるなど工夫を凝らしました。

以上



中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産権研究所所長 中村 仁

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足28年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者・弁護士などの外部研究員と実務家である会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っています。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

実務系委員会へのアンケートなどにより、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

また、「会員向け研究発表会」及び「公開フォーラム」を開催して、研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。また、ホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文単体での「早期公開」も行っています。最新の研究成果を弁理士会のHPから是非御覧下さい。

(4) シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改

正提案を積極的に行えるように、「知的財産推進計画」を検討して改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も果たしています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に2部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っています。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」 (2021年12月1日～2024年3月31日)

イノベーションによる国際競争力の獲得が我が国産業界の喫緊の課題であるとされているところ、特許制度に通じたイノベーションに資する技術情報の活用方策を探ります。例えば、従来は将来の権利行使への防衛手段とされた先使用権を、技術情報の積極利用という視点で活用できないか、先使用権の成立要件の再定義を含め研究しています。また、特許消尽を回避するためライセンスの活用が実務においてはなされており、消尽とライセンスの視点からの技術情報の活用方策を研究します。研究成果は、本年度中に別冊パテントで発表予定です。主任研究員は、高林 龍先生(早稲田大学法学学術院教授)です。

(2)「[Society 5.0 に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」(令和4年11月1日～令和6年4月30日)

本テーマは、関西の部会が担当しています。

今日、IoT (Internet of Things)、ロボット、人

工知能（AI）、ビッグデータ等、社会のあり方に抜本的な影響を及ぼすような技術が急速に進展しています。本研究部会は、『超スマート社会（Society 5.0）』に適合する知的財産保護の制度のあり方をテーマとする前研究部会の成果も引き継ぎつつ、状況の進展を踏まえた検討を行うため設置されました。

具体的な研究テーマとしては、AI 関連創作物の保護、メタバースと知的財産、データの保護と活用、IoT関連特許（標準必須特許等）を巡る諸問題、SDGsと知的財産など様々な最先端の問題を扱っています。

主任研究員は、鈴木将文先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

（3）「不正競争を中心とした非登録型知財法制」（令和3年4月1日～令和5年11月31日）

中央知財研で不正競争を扱ったのは10年ほど前のことです。この間、不正競争防止法の改正により、多くの新たな不正競争行為が追加されました。また、著作権法についても、5年ほど前に部会内の一テーマとして扱って以来、検討されておらず、新たな検討が望まれるところでした。そのような背景から不正競争や著作権など「非登録型知財法制」を主な研究対象とした研究部会を立ち上げています。主任研究員は、土肥一史先生（吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士）です。研究成果は、本年10月末までに別冊パテントで発表する予定です。

（4）今後の研究部会立上げの準備

現在、以下2つの研究部会立上げの準備をしています。

① 「不正競争を中心とした非登録型知財法制」の後継部会

10年以上継続している標識系を中心テーマとする研究部会です。前研究部会が別冊パテントを発行して終了するのを受けて、後継部会の準備をすすめています。研究員、研究テーマはほぼ決まってきており、本年度中に立ち上げる予定です。

② 「知的財産と経済－インフラ産業における競

争と知的財産権」の後継部会

昨年度まで、2回にわたって「知的財産と経済」をテーマとして、知的財産について、経済学的アプローチから研究するという新しい試みを行い、皆さまにご報告いたしました。

日頃の業務とは異なった視点で知財を見つめ、経済との接点を確認し、弁理士業務の質を向上させ、また、新規分野への業務拡大も期待できることを考えています。

そこで、次年度には「知的財産と経済」の新たな研究部会を立ち上げるべく、準備しております。

3. 研究成果の発表

（1）会員向け研究発表会の実施

例年、会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を年明けに東京及び大阪で毎年開催しています。本年度は、「イノベーションに資する技術情報の活用方策－先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に－」部会が担当し、開催を予定しています。

（2）公開フォーラムの実施

本年度は、「Society 5.0に適合する知的財産保護の制度のあり方－更なる研究－」の研究部会を中心に、2月に大阪を会場としてハイブリッド形式で実施する予定です。研究者及び実務家による基調講演、ディスカッションのような内容で企画しています。

（3）合同研究部会の実施

例年、各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会を12月に開催しています。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場も設けています。今年も12月末に開催予定で準備を進めています。

4. 研究成果のウェブでの公開の仕方について

現在ウェブ上で公開されている学術論文は、DOI（Digital Object Identifier）と呼ばれる仕組みにより管理され、DOIを利用して論文へのアクセスや引用が行われることが一般的です。別冊パテントのウェブ公開論文についても、研究員の賛同の上、

DOIを利用しています。また、このDOIの利用については、JSTが運営しているJ-STAGEを利用することで、無料でDOIの付与を受けることができるのに加え、J-STAGEが提供する様々な利益を享受することもできます。

このように、メリットが多いことから、J-STAGE上での公開を始めています。弁理士会のHPからJ-STAGEへのリンクによって別冊パテントが閲覧可能です。

5. 別冊パテント電子化

ご承知のように、パテント誌は電子化されています。電子化により、印刷や発送の費用削減が図られています。

別冊パテントについても、電子化するよう検討を進めています。令和6年度には電子化する予定です。

6. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。



知的財産支援センターについて

知的財産支援センター 副センター長 吉田 信彦

1. はじめに

本年度、知的財産支援センター（以下、「支援センター」）の副センター長を拝命しました。

知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的として設置された附属機関です。

支援センターの任期は2年であり、メンバーは6つの部会に分かれて活動を行います。総務部及び正副センター長会議が月1回行われ、各部会の会議も月1回行われます。

2. 各事業部の事業内容

本年度の各事業部の事業内容は、次のとおりです。

(1) 総務部

支援センターの運営に関する企画及び立案、知的財産支援活用だよりの発行等を行っており、毎月の正副センター長・部会長会議の前に、会議が行われています。

(2) 第1事業部

小中高等学校への支援員派遣、知財授業のコンテンツ作成、少年少女発明クラブへの知財授業の実施等を行っています。

(3) 第2事業部

大学発スタートアップ知財教育事業の他、地域会と連携をし、個別の大学に講師を派遣して知財講義を行う活動、支援の輪を広げるための大学開拓事業、UNITT AC（大学技術移転協議会のアニュアル・カンファレンス）へのセッションの提供を行っています。

(4) 第3事業部

高専支援事業、支援員向けセミナー整備事業等

を行っています。

(5) 出願等援助部

特許出願等援助事業を行っています。特許出願等援助事業は、昨年度6万円の援助額のところ、本年度は15万円に増額されました。また、実案は10万円、意匠は7万円、商標は5万円の援助額となっています。審査についても、進歩性は判断対象としない等、緩和され、利用しやすくなりました。

(6) パテントコンテスト事業部

パテントコンテストの運営を行っています。パテントコンテストは、昨年度521件の応募があり、30件が優秀賞（出願支援対象）に選ばれ、その中から7件が特別賞に選ばれました。また、デザインパテントコンテストは、昨年度639件の応募があり、31件が優秀賞（出願支援対象）に選ばれ、その中から7件が特別賞に選ばれました。

本年度は、令和5年9月29日に応募を締め切り、各賞の選考が開始されようとしています。

3. UNITT AC（大学技術移転協議会のアニュアル・カンファレンス）について

上記の「2. (3)」で述べたUNITT ACは、全国の大学、公的研究開発法人、TLO、産業界等から産学連携関係者が集まり、研究成果の創出、保護、活用に関する諸課題について討議される会合です。日本弁理士会は、賛助会員として関与しており、UNITT ACにセッションを提供しています。

本年度のUNITT AC2023は、2023年9月19日（火）～9月21日（木）まで、北海道大学で行われました。近年、参加者が実際に会場に来て参加するオフライン方式と、遠隔地からネットワークを介して参加す

ご挨拶

るオンライン方式を組み合わせたハイブリッド方式による会議が数多く開催されていますが、UNITT AC2023は、オフライン方式のみで開催されました。オンラインに参加者を流さないという主催者の狙いが的中したためか、500名近い参加者が来場されたようです。

日本弁理士会のセッションは、2023年9月20日(水) 13:30～15:30に、北海道大学学術交流館の第3会議室で行われました。テーマは、「巨大な無形資産・著作権のベネフィットとリスクのリアル」です。著作権委員会からご推薦をいただいたモデレータの先生と3名のスピーカーの先生に著作権について、講演がありました。会場は、ほぼ満席で会場に入ることができずに参加を諦めた方もいたようです。講演終了後は、参加者による前向きな質問が相次ぎ、講演に対する関心の高さを伺うことができました。

セッション終了後、サッポロビール園ポプラ館で意見交換会が行われました。意見交換会では、とにかく500名近くが一堂に会し、例を見ない盛会ぶりでした。私を含め参加された他の先生も、支援センターが行う知的財産支援事業の説明を行い、積極的に意見交換を行いました。

4. さいごに

知的財産支援センターは、弁理士の社会的奉仕活動を通じて、知的財産制度の発展に貢献する公共性の高い事業を行っています。興味のある方は、ぜひご参加ください。





知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長 津田 理

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立7年目を迎えます。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、その後、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制となりました。

知的財産経営センターでは、設立当初から、企業等における知的財産を事業に活かす経営（いわゆる知財経営）や、知的財産の価値評価に関連する様々な事業を行っていますが、本年度も、スタートアップ企業や中小企業の支援や知財価値評価の普及などを通じて、知的財産が企業経営に資する財産であることを、世の中に広く知らしめていきたいと考えています。

2. 本年度の重点事業

本年度は、以下の5つの項目を柱として、事業を実行していきたいと考えています。

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化
- (2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化
- (3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み
- (4) 常務会による総務活動の充実化
- (5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

3. 事業概要（各論）

- (1) スタートアップ企業・中小企業等への知財活用支援の充実化

1) 弁理士知財キャラバン事業の充実化

弁理士知財キャラバン事業を実行することによって、スタートアップ企業・中小企業を支援しています。また、弁理士知財キャラバンにはオブザーバー制度が設けられており、知財経営コンサルティングの現場を通じて、OJTによる会員のスキルアップを図っています。

また、省庁や中小企業支援機構等などの外部団体からの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を行っています。特に、本年度は、「特許庁・INPIT・日本商工会議所・日本弁理士会の4者連携」が実現し、日本弁理士会（地域会）・INPIT（地域ブロック）・特許庁（経済産業局）で「知財経営支援のコア」を形成し、日本商工会議所と連携した「知財経営支援ネットワーク」を構築して、全国の商工会議所等を通じ、各地域の中小企業やスタートアップ企業等の知財経営支援を強化・充実化させることになりました（P30図参照ⁱ）。知的財産経営センターは、全国の地域会とも連携をして、この4者連携に関する様々な事業を実行しています。

2) ビジネスプランコンテスト

知的財産経営センターでは、ビジネスプランコンテストを通じて、スタートアップ企業を支援しています。また、ビジネスプランコンテストの入賞者に、知的財産経営センターに蓄積さ

ⁱ <https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230324001/20230324001.html>

れた今までの支援スキルやメニュー（弁理士知財キャラバンなど）を駆使して、スタートアップ企業を知財面からサポートしています。

(2) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

1) 知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上

知的財産経営センターでは、経済産業省主催の知的資産経営フォーラム2023の参加イベントとして、知的財産活用表彰を実施しています。知的財産活用表彰では、企業の知財活用の促進に取り組むとともに、知的財産活用表彰の広報の充実化を図ることで、日本弁理士会のプレゼンスを向上させたいと考えています。

2) 会員が関与する知財活用の活性化

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進しています。また、中小企業のニーズに着目した課題解決型マッチングサービスにより、中小企業の知財活用を活性化させることも検討しています。

さらに、知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組んでいます。

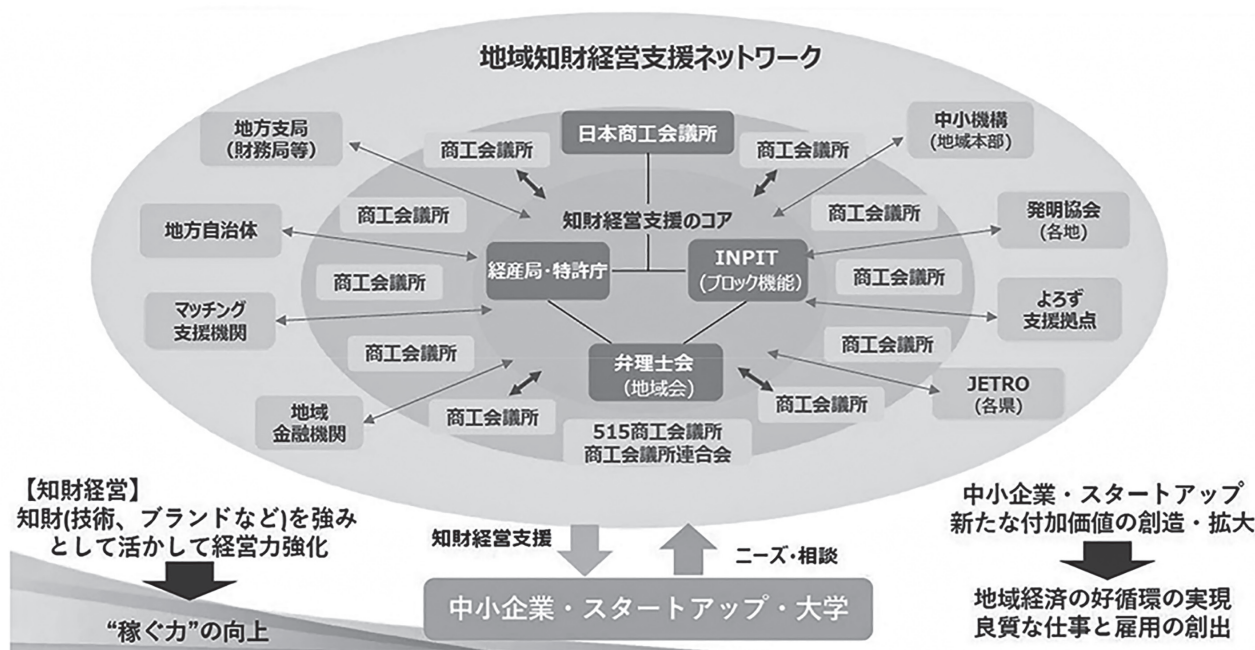
(3) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

1) 会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財経営コンサルティング研修の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力を向上させ、知財経営コンサルタントの育成を図っています。

2) 会員の知財価値評価スキルの向上、及び、知財価値評価の普及のための取り組み

知的財産経営センターでは、知財価値評価研修や、知財価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財価値評価に関する基礎的能力の向上を図っています。また、知財価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成にも努めています。さらに、知財価値評価を組み込んだ知財経営コンサルなど、知財価値評価の対外的な事業を試みることで、弁理士による知財価値評価の普及を図っています。



(出典：経済産業省HP)

(4) 総務活動の充実化及び一元化

総務活動を常務会に一元化することにより、効率性、統合性を確保しています。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組んでいます。また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を高めています。

(5) その他

1) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

知的財産経営センターでは、外的な事業を実行するために必要なプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

- ・スタートアップ支援セミナー実行PT
- ・デザイン・ブランド戦略実行PT
- ・JPAA知財塾実施PT

これにより、外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行うことが可能となっています。

また、知的財産経営センターでは、本センターの事業活動に資する研究を行うためのプロジェクトチームとして、以下のプロジェクトチームを設置しています。

- ・スタートアップ価値評価研究PT
- ・事業承継知財価値評価研究PT

プロジェクトチームの研究テーマは常務会で選定し、その研究結果を事業部にフィードバックすることで、本センターの将来の事業活動に資することが期待されます。

2) 評価人の選考

裁判所などから、知的財産の金銭的価値を評価する評価人を推薦してほしいという依頼があった場合に、知的財産経営センター（評価人選考委員会）では、事案に応じて適切な評価人を選考し、推薦しています。

3) 知財ビジネス評価書事業への対応

知的財産経営センター（知財ビジネス評価書対応WG）では、特許庁が実施している知財ビジネス評価書事業について必要な対応をしています。

以上



国際活動センターの活動報告

国際活動センター センター長 小西 恵

1. はじめに

昨年度より日本弁理士会国際活動センターのセンター長を拝命し、任期2年目で今年度末日までセンター長を務めさせていただきます小西恵です。稲門弁理士クラブに所属しております。日本弁理士クラブの諸先生方には日頃より国際活動センターの運営に様々な局面でご支援ご協力をいただいております誠にありがとうございます。

国際活動センターは令和2年以降のパンデミックの影響を最も大きく受けた附属機関であり、海外への代表派遣や海外からの姉妹団体の訪問を受けることが叶わなかった期間中には予算の執行率も大きく落ち込みましたが、今年度には事業計画としてご承認いただいた海外派遣事業や交流会事業等をほぼ計画どおりに実施することができており、予算の執行率も正常化しているところです。

国際活動センターは、センター長以下、総勢100名余のメンバーにより構成される大所帯の組織であり、予算規模も約1億円と大きく、その分、日本弁理士会の国際的プレゼンスの向上と会員への還元により成果が求められます。年度途中ですが、国際活動センターの今年度の活動を以下にご報告させていただきます。

2. 国際活動センターの組織

国際活動センターは、日本弁理士会会則第17号によれば、「日本弁理士会の国際活動を継続的かつ統一的行うことを目的とする附属機関です。国際活動の継続性を担保するため、2年任期の附属機関として設置されています。また、役員会の事業計画を始めとして凡そ会務において「国際」の語を含む事項

は、ほぼ自動的に国際活動センターマターとされるのは、国際活動の統一性を担保するためでしょう。

今年度事業計画に基づく国際活動センターの運営および活動を統括する企画政策会議の下に、外国情報部、日本情報発信部、および国際政策研究部の3つの常設部会を設置しています。常設部会の他、各種海外知的財産関係団体等との交流やセミナー等の事業、役員会からの委嘱等に対応してアドホックに設置され事業終了と共に解散するプロジェクトグループ、WIPOやWCOの国際会議への対応を継続的に行う継続プロジェクトグループを設置しています。

企画政策会議は、センター長、副センター長、各部の部長、およびプロジェクトグループのプロジェクトグループ長により構成される、国際活動センターの意思決定機関です。今年度は、8名の副センター長のうち日本弁理士クラブからの副センター長として、出野知先生（春秋）、黒川朋也先生（PA）、前田大輔先生（PA）、井出麻衣子先生（南甲）、筒井章子先生（無名）、飯塚健先生（稲門）にご活躍いただいております。8名の副センター長はいずれ劣らずそれぞれの分野において経験値の高い先生方ですので、それらの知見を運営に活かすべく、各副センター長が所掌する部会およびプロジェクトグループを明確化し、副センター長と各下部組織との結び付きをより高める取り組みを進めております。

常設部会のうち、外国情報部は、さらに地域別に、アジアオセアニア部、欧州アフリカ部、および米州部、の3つの部会に分かれており、それぞれ所掌する地域の知財に関する研究および情報収集を行い、実務セミナーなどの研修実施や会員向けメール周知等によって、会員への情報発信に努めています。また、

所掌する地域の知財庁（USPTO、EPO、EUIPO、KIPO、CNIPA等）への提言やパブリックコメントの取り纏めおよび提出等を行っています。外国情報部では、常に海外の各地域の最新のインバウンド情報を会員にタイムリーに提供すべく鋭意活動していますので、電子フォーラムやパテント誌等の媒体、研修やセミナーなどを介した海外知財の最新情報にご注目ください。

日本情報発信部は、アウトバウンドで、日本の知財情報を海外に発信していくための部会であり、具体的には、日本弁理士会の英文ウェブサイトへの日本の知財情報の掲載および更新を行い、また、各種SNSでのタイムリーな情報発信を積極的に行っています。今年度は、日本弁理士会の英文パンフレットの改訂も行いました。改訂版の日本弁理士会英文パンフレットは、海外に向けて日本弁理士会の組織や活動をより端的に理解いただけるようにブラッシュアップできたものと思います。今年度はとりわけ、海外から日本への出願増加施策が重点事業と位置付けられており、これを具体的に実現すべく、海外から日本への知財ビジネス拡大を目指すインバウンド知財増進事業として、海外の地域知財団体を対象にして日本の知財制度や海外出願人にとっての利点を紹介するセミナーの企画および実施を積極的に行っています。昨年度までは専らオンラインによるセミナーや意見交換に留まっていたましたが、今年度は現地に出向いてのセミナー実施を海外各所で実施できしており、その反響の大きさを直接肌で感じることができています。

国際政策研究部は、国際会議対応継続プロジェクトグループと協働し、WIPO、WCO等の知財関連国際機関で行われる国際会議の議題について、関連する実務系委員会（特許委員会、商標委員会、意匠委員会、バイオ委員会、農水知財委員会等）とも連携して詳細な検討を行い、意見の集約と提言を行っています。コロナ禍中は、海外渡航の制限を受け、国際会議には専らオンラインでの参加で時差の存在により深夜に亘るオンライン参加を余儀なくされていましたが、今年度はWIPOやWCOでの国際会議に会員を代表派遣することが再開できました。

プロジェクトグループは、AIPLA（米国知財弁護士協会）や欧州各国の弁理士会等、外国の姉妹団体を訪問したり来訪を受けたりするプロジェクト、世界各国の弁理士会の代表が一堂に会するサミットミーティングを主催するプロジェクト、アジア諸国に日本の知財実務を浸透させて日本弁理士会のプレゼンスを向上させるべく現地で実務セミナーを大規模開催するプロジェクト、EPO（欧州特許庁）の常設諮問委員会のメンバーとして日本ユーザや代理人の声をEPOでの審査実務に反映すべく活動するプロジェクト等、多岐に亘ります。

3. 今年度の活動

海外に多数のカウンターパートを持つ国際活動センターの事業は多数に亘り、全てに触れることは紙数の関係で叶いませんがイベントベースでいくつか主だったものをご紹介します。

今年度はリアルでの海外派遣や海外の姉妹団体からの来訪を受けてのリアル交流会やセミナーの実施を再開しており、リアルでの人的交流やネットワーキングがいかに不可欠なものであるかを実感しています。一方、コストが掛からずより多くの会員が参加できるというオンラインやハイブリッドでの会議開催形式の利点も享受するというのがポストコロナの国際活動の在り方であるとも承知しており、両者を適切に使い分けることが求められています。

リアル派遣につき触れますと、今年度初頭の4月には、米国知財弁護士協会（AIPLA）の来訪を受け、クローズドミーティング、オープンセミナー、およびレセプションを開催することができ、さらに大阪ミーティングも実現でき、4年ぶりの再会を祝しました。AIPLAとは、10月の米国ワシントンDCでのAIPLA総会前のプレミーティングにも会員を代表派遣したところです。

6月には、中国の東莞での中華国際商標フェスティバルに役員会とともに会員を代表派遣し、7月には、韓国での韓国特許庁（KIPO）および韓国弁理士会（KPAA）との会合に役員会とともに会員を代表派遣しました。

6月にはフランス弁理士会（CNCPI）の来訪を、

10月にはドイツ弁理士会（PAK）の来訪を受け、数年振りに交流を深めることができました。

さらに、今年度の重点事業を支えるインバウンド知財増進事業として、9月に米国ボストンでの知財権利者協会（IPO）の総会においてブースを設営した他、日本知財実務に関する各種プレゼンテーションや動画公開を行いました。海外の地域知財団体に向いて日本の知財実務や出願するメリット等を啓蒙する活動も、米国ヒューストンの知財弁護士協会に対して10月に実施した他、米国シリコンバレー、豪州メルボルン、米国ロサンジェルス等への派遣が予定されています。

今年度末には、コロナ禍前には隔年実施事業であった、欧州訪問も予定されており、欧州特許庁（EPO）、英国弁理士会（CIPA）、ドイツ弁理士会（PAK）、フランス弁理士会（CNCPI）の各所を訪問して、日本の最新知財実務を紹介するセミナーや意見交換を実施する予定です。

日本弁理士会の国際活動の継続性を維持していくためには、生身の交流も不可欠であると実感しつつ、ハイブリッド型の国際活動に進化させていきたいとも思っております。

4. 結び

まだ今年度も途半ばですが、与えられた責務を全うすべく力を尽くしますので、日本弁理士クラブの諸先生方には、より一層のご指導ご鞭撻をお願いいたします。



広報センター活動について

広報センター副センター長 羽鳥 亘

(1) 本年度の活動基本方針について

本年度、広報センターは、下記3点を基本方針として活動しております。

- ① 知的財産の保護及び弁理士業務に関して日本弁理士会の広報活動を継続的かつ統一的に行う。
- ② 知的財産制度の発展に寄与することを目的とし、弁理士の認知度向上につながる広報戦略と本年度執行部の事業計画に従って事業を行う。
- ③ コロナ禍に応じた活動を行う。

(2) 本年度の重点事業について

本年度の広報センター重点事業として、下記3点を掲げて活動しております。

① 弁理士の認知度向上

弁理士の認知度向上を図る事業として、R4年度にて広報戦略5年計画が終了した。本年度はその結果を分析したうえで、「弁理士の認知度向上のための効果的な広報戦略」を模索する。

そのために、各地域会の実情及び時代背景に応じた費用対効果を重視した施策の検討を行う。

また、例年通りの継続した広報活動、記者会見・メールマガジン、SNS等、コロナ禍に応じた様々な手法を活用し、メディアに対する情報発信を実施し、弁理士の認知度向上を図る。さらに、日本弁理士会が展示会へ出展することにより弁理士の認知度向上を図り、あわせて展示会出展におけるノウハウの蓄積、展示会出展に対する効果等について検討する。

② 知財普及活動

子供向けの広報を継続的に行う。

本年度は、「おしごとくぶつかん」などの継続

事業にくわえ、「キッザニア」における広報について検討する。

③ 既存事業の実行と見直し

広報戦略とは別に、継続すべき既存事業（会誌「パテント」や広報誌「パテント・アトニー」の発行、ノベルティグッズの制作等）についても引き続き実行する。また、各地域会、他機関の求めに応じたツールの作成も引き続き実施する。

(3) 本年度の事業概要について

本年度の具体的な事業概要は下記の通りです。

- ① 弁理士の認知度向上 広報戦略に基づく広報、SNSを利用した広報活動、記者説明会、マスコミ向けメールマガジンの作成・発信、取材対応、ウェブサイトの更新、展示会への出展
- ② 知財普及活動 継続的な「おしごとくぶつかん」への掲載、「キッザニア」への出展の検討、「はっぴょん通信」の発行、電子書籍による漫画の活用、子供向けのブランディングサイトの構築
- ③ 既存事業 ノベルティグッズの制作、イベント等展示媒体の作成、広報誌「パテント・アトニー」の発行、パンフレット等の改訂・発行・保管・管理、会誌「パテント」の発行

(4) 本年度新規に広報センター委嘱となりました、「Bio Japan2023」「アグリビジネス創出フェア2023」「コンテンツ東京2023」「キッザニア東京」への出展に対応するため、新たに、イベントPTに各対応部会を設けて活動しております。

① 「Bio Japan2023」部会の活動内容

令和5年10月11日～10月13日にパシフィコ横浜に

て開催するバイオテクノロジー展「Bio Japan2023」へのブース出展準備及び当日の対応（日本弁理士会の事業活動の紹介、知財に関するプレゼンテーション及び弁理士による無料相談）をバイオ・ライフサイエンス委員会と協同して行っています。

「Bio Japan」は、創薬、個別化医療、再生医療、診断・医療機器、ヘルスケア、環境・エネルギー、機能性食品、研究用機器・試薬等の分野において、最大34ヶ国から1300社以上の企業・スタートアップ・アカデミア・研究機関が参加するアジア最大級のバイオテクノロジー展です。

② 「アグリビジネス創出フェア2023」部会の活動内容

令和5年11月20日～11月22日に東京ビッグサイトにて開催する「アグリビジネス創出フェア2023」へのブース出展準備及び当日の対応（日本弁理士会の事業活動の紹介、知財に関するプレゼンテーション及び弁理士による無料相談）を農林水産知財対応委員会と協同して行っています。

農林水産関連知的財産（農水知財）への関心が大変高まりつつある現状を踏まえ、農林水産業界における知的財産制度の認知度の向上や弁理士法改正後の弁理士の活用の促進を、多くの参加企業にアピールし「弁理士」の知名度及び当会のプレゼンスを向上させるための検討を行っています。

③ 「コンテンツ東京2023」部会の活動内容

令和5年12月6日～12月8日に東京ビッグサイトにて開催される「コンテンツ東京2023」への出展準備及び当日の対応を意匠委員会・商標委員会・著作権委員会・不正競争防止法委員会と協同して行っています。

「コンテンツ東京」は、日本最大のコンテンツビジネス総合展で、数多くの著作権関連ビジネスの企業、及びクリエイターが出展し、また来場するため、「コンテンツビジネス」或いは「デザイン経営戦略」に関する法律の専門家である「弁理士」を活用することの重要性をPRする絶好の機会です。

④ 「キッズニア東京」部会の活動内容

「キッズニア」は、“児童が楽しみながら、働くことの意味や社会の仕組みを理解するための場”

を提供する「児童向職業体験施設」で、全世界で17か国に26の施設を有しています。本年度は予約状況の関係で来年3月15日～3月21日に「キッズニア東京」で開催を予定しています。

「キッズニア」では、アクティビティを体験する児童を「子供扱い」せずに、児童が大人に「なりきる」ことができるようにリアルな街づくりが行われていますので、児童が弁理士に「なりきる」ことができるような事業内容及び開催PR方法等を検討しています。

以上



2025 大阪・関西万博対応委員会活動紹介

日本弁理士会 2025 大阪・関西万博対応委員会 委員 菅 慎太郎

1. はじめに

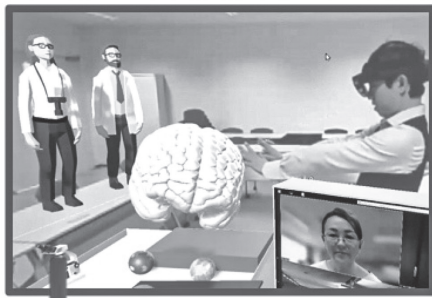
2025大阪・関西万博対応委員会（以下、万博委員会）は、2021年度に新たに設置された委員会です。万博委員会の目的は、日本弁理士会として万博の成功に貢献することによって、日本弁理士会の知名度を向上させることです。万博委員会には、現在、主に関西会所属の委員を中心として、約30名の会員が所属しています。

2. 本年度の活動

- (1) 万博関連イベント「バーチャル世界で近未来を感じよう～日本弁理士会はイノベーションを応援しています～」の開催

万博委員会では、10月29日(日) 13:00～

① NICT



② 株式会社栗本鐵工所



③ 株式会社パララボ



17:00に、大阪のよみうりギャラリーで万博関連イベントを開催します。本イベントは、①国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）、②株式会社栗本鐵工所、③株式会社パララボの技術を高校生に体験してもらうことと、その様子を動画に収め万博のプロモーションに使用することを目的として開催されます。

下記の画像に示されるように、この3社は、バーチャル空間の体験を提供可能な企業です。万博委員会で3社を選定し、交渉を行い、本イベントへの参加が実現しました。現在、委員は、参加してくれる生徒さん（目標48名）を集めるために奔走しています。

また、万博開催500日前の11月30日を目途に、上記のイベントの動画をYouTube等を利用して配信するとともに、新聞掲載も予定しています。動画が完成したら展開させていただきますので、是非ご覧下さい。

- (2) 万博本番に向けての準備

2023年9月の現時点ではまだ決定されておりませんが、万博会場でのステージの確保に向け

での活動が進んでおります。2025年の万博本番で弁理士に何ができるのか？また、弁理士として何をすべきか？を検討し、必要な経費を来年度の予算に組み込む必要があります。万博という国を挙げてのイベントに対して、弁理士としてすべきことを決めることは容易ではありません。皆様もよいアイデアがありましたら、万博委員会までご連絡下さい。

3. 最後に

私は、万博という一大イベントに自分でも何かできることがあれば携わりたいなと思い、万博委員会に参加しました。いざ中に入ってみると、後2年とは思えないほど決まっていないことが多くありました。しかしながら、そんな中であっても、委員会に所属されてる先生方は、一つ一つ、できることを見つけ行動されています。とにかく先生方の行動が早いので、万博関連イベントに関しても、何とか形ができあがりました。

しかしながら、万博という国を挙げての一大イベントを成功させるためには、委員会のメンバーだけではなく、日本弁理士会全体、さらには、他の各種団体と連携をとりあいながら進めることが必須となります。

現在、2025年の万博に関しては、賛否両論が挙がっています。万博開催の是非についてはここでは語りませんが、開催するのであれば、より意義のあるものにすべきです。

特許法は、「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」ものです(特許法第1条)。そして、発明を奨励し、産業の発達に寄与するためには、発明自体を社会に広めていく必要があります。万博は、発明を社会に広めるとても良い機会です。

特許法の目的を実現すべく、万博に向けて活動している万博委員会をどうぞよろしくお願いします。興味のある方は、是非参加してみてください。

以上

「YouTube」は、Google LLCの商標または登録商標です。



日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 福田伸一

1. はじめに

令和5年3月20日開催の理事会において令和5年度日本弁理士政治連盟会長に選任され、同4月1日付で就任いたしました。これまで、副会長或いは筆頭副会長として当時の会長のサポートをしてきた経験を活かし、活動してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

さて、これまでも幾度となくお話ししてまいりましたが、この国は東京都千代田区にある2つの地番によって運営されております。

一方は数多の省庁が集結して行政をつかさどる「霞が関」、

他方は国会議事堂の所在地であって日本国の方向性等を決する「永田町」、です。

日本弁理士政治連盟は「永田町」の住人に対して必要な活動を行い、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする関係機関という位置づけになります。

2. 弁理士政治連盟の存在意義

日本弁理士会は経済産業省（特許庁）の監督下にある公益特別法人であり、前述のように「霞が関」の住人として位置づけられます。そして、日本弁理士会は弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としています（弁理士法第56条）。すなわち、日本弁理士会の活動は上記規定に定められは範囲内であればなりませんので、自由に「永田町」で政治的活動することは慎まなければならないとされています。

上記事情により、昭和49年、弁理士会の斡旋決議により「永田町」で活動する組織として日本弁理士

政治連盟が設立されました。

日本弁理士政治連盟は、「永田町」＝「政治」というフィールドで活動することにより、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする役割を担っているのです。

3. 弁理士政治連盟の主な活動

弁理士政治連盟の主な活動として、弁理士／知的財産制度に理解を示す国会議員の政治資金パーティー（勉強会、国政報告会等）への参加、議員会館における国会議員との意見交換（ロビイング）をあげることができます。ここで、上記政治資金パーティーという華やかなイメージがありますが、現実には殆ど飲食せず、国会議員に顔と名前を憶えてもらう場になっています。

顔と名前を憶えてもらうことにより、例えば国会内委員会／政党で審議されている知的財産に関する各種情報をいち早く入手し、また、議員会館に向いてロビイングを行うことが可能になります。

例えば、弁理士法改正は国会議員の力を得なければ成し遂げることができません。また、殆どの場合、弁理士法改正には反対勢力が存在します。そのような場合、一人でも多くの味方（国会議員）を得て審議の円滑化をはかることは極めて重要であるということができます。

4. 議員連盟

現在、弁理士／知的財産については、名称は少々異なりますが、殆どの政党に議員連盟が存在します。

- ① 自由民主党（弁理士制度推進議員連盟、会長：二階俊博衆議院議員）

- ② 公明党（知的財産制度に関する議員懇話会、会長：赤羽一嘉衆議院議員）
- ③ 立憲民主党（弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：大串博志衆議院議員）
- ④ 日本維新の会（弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：浅田均参議院議員）
- ⑤ 国民民主党（国民民主党と無所属議員による弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：古川元久衆議院議員）

この議員連盟は、弁理士及び知的財産制度に理解を示す国会議員のまとまった声を国会政権に伝える組織として、私たちの政策要望（特に弁理士法改正要望）を後押しする貴重な存在です。

5. 地域活動

弁理士は、弁護士。税理士、行政書士と比較して大都市に偏在しているという特徴があります。そのため、選挙区選出の国会議員との関係を深めることは容易ではありません。

しかしながら、最近は弁理士政治連盟の副会長／理事に東京、大阪、名古屋、福岡以外の会員にも就任していただき、地域選出の国会議員との関係を深

めています。例えば、昨年の参議院選挙においては、香川県及び秋田県で立候補した現役弁理士の支援をご当地の副会長が行いました。また、東京都においては、小池知事の支持母体である都民ファーストの会のみならず、各政党の都議会議員との関係を深めることで、東京都の知財関連予算要望を行ってまいります。この地域活動は、今後も拡大していく必要があると考えています。

6. おわりに

弁理士政治連盟は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与するべく今後も活動してまいります。

とはいえ、その活動に際しては様々な費用が発生します。弁理士政治連盟は日本弁理士会とは別組織であるため援助を受けることはできず、会員の皆様からの会費のみによって運営されています。

是非とも、弁理士政治連盟の存在意義をご理解いただき、物心両面からのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。次第です。

以上

